

習志野市新庁舎建設工事技術審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市新庁舎建設工事の総合評価落札方式による競争入札における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、習志野市新庁舎建設工事技術審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の事項について審査し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 総合評価落札方式の入札の適否に関すること。
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 技術提案書の評価に関すること。
- (4) 落札者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総合評価競争入札の運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱するほか、副市長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、習志野市新庁舎建設工事の落札者との契約がなされるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事の公開)

第7条 委員会は非公開とする。(習志野市情報公開条例第8条第5号(契約事務に関する情報)に該当)

- 2 委員会の議事要旨は、落札者の決定後に公表する。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、本事業に関する提案等に参加してはならない。

- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、習志野市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、習志野市新庁舎等建設本部において処理する。

(委員会の解散)

第10条 委員会は、第4条の委員の任期が終了したとき、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この要綱は、平成26年5月16日から施行する。
2. この要綱は、第4条の任期が終了した時に廃止する。
3. 第6条1項に規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。